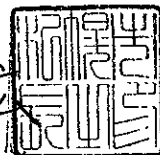


札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月 11 日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第70号

札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮条例の一部を改正する条例

札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮条例（平成29年条例第26号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表1中

「		「																
<table><tr><td>1, 000 円</td></tr><tr><td>1, 200 円</td></tr><tr><td>1, 500 円</td></tr><tr><td>3, 000 円</td></tr><tr><td>700 円</td></tr><tr><td>850 円</td></tr><tr><td>1, 000 円</td></tr><tr><td>2, 000 円</td></tr></table>	1, 000 円	1, 200 円	1, 500 円	3, 000 円	700 円	850 円	1, 000 円	2, 000 円	を	<table><tr><td>1, 200 円</td></tr><tr><td>1, 500 円</td></tr><tr><td>1, 800 円</td></tr><tr><td>3, 600 円</td></tr><tr><td>750 円</td></tr><tr><td>950 円</td></tr><tr><td>1, 100 円</td></tr><tr><td>2, 300 円</td></tr></table>	1, 200 円	1, 500 円	1, 800 円	3, 600 円	750 円	950 円	1, 100 円	2, 300 円
1, 000 円																		
1, 200 円																		
1, 500 円																		
3, 000 円																		
700 円																		
850 円																		
1, 000 円																		
2, 000 円																		
1, 200 円																		
1, 500 円																		
1, 800 円																		
3, 600 円																		
750 円																		
950 円																		
1, 100 円																		
2, 300 円																		
」		」																

に改める。

(2) 別表2中「テレビ」の次に「その他の動画」を加える。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、別表2の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の別表 1 に規定する使用料の徴収は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の別表 1 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 この条例の公布の際現に札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮条例第 5 条第 1 項の承認を受けている使用に係る使用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。